

岩手県告示第410号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和4年岩手県告示第426号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市
- 2 実施した期間 令和4年7月1日から令和5年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 成果不整合地域における基準点改測